

## 社会福祉法人大任町社会福祉協議会配食サービス事業要綱

### (目的)

第1条 大任町内に居住する援助が必要な高齢者・身体障害者のために、配食サービスを実施し、地域福祉、在宅福祉の推進をはかることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 実施主体は、社会福祉法人大任町社会福祉協議会とする。

### (対象者)

第3条 対象者は次に該当する者、若しくはこれに準ずる者とする。

(1) 高齢者（おおむね年齢65歳以上とする。ただし、要介護認定を受けた者に限る。）

ア ひとり暮らし老人

イ 高齢者夫婦世帯

ウ 家族と同居する高齢者であっても、特に会長が必要と認める者

(2) 身体障害者（身体障害者手帳等級1、2級）

(3) その他特に会長が、必要と認める者

### (配食回数)

第4条 実施日は、原則毎週火曜日、木曜日とし、対象者の家庭に配達し、かつ見守りを行う。ただし、配達した際不在の場合は、衛生上のため持ち帰るものとする。

### (利用料)

第5条 1食につき100円とする。

### (申請)

第6条 配食サービスを申請する者は、申請書（別紙様式第1号）及び介護保険法に規定される要介護保険証及び利用表、又は身体障害者手帳の写しを添付し、会長に申請する。

### (配食の決定)

第7条 会長は、前条の申請書受理後、直ちに審査し、配食の可否を決定する。

### (経費)

第8条 本事業実施に伴う経費は、利用料及びその他をもってあてる。

### (損害賠償)

第9条 本事業実施により損害賠償の事由が生じたときは、実施主体が加入する保険の範囲内で行うものとする。

(委 任)

第10条 本事業実施にともない、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日より施行し、平成13年10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、公布の日より施行し、令和1年12月27日より適用する。

附 則

この要綱は、公布の日より施行し、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、公布の日より施行し、令和3年6月1日より施行する。